

## 『外国子会社合算税制見直し案 受動的所得は合算で課税か』

財務省は先般、外国子会社合算税制の見直し案を示した。昨年のBEPSプロジェクト最終報告書を受けたもので、来年度税制改正での対応を目指す。

わが国の同税制では現在、税負担の水準が20%未満(トリガー税率)の外国子会社等のすべての所得を日本の親会社の所得に合算して課税しているが、外国子会社等に経済活動の実体があり適用除外基準(事業基準・実体基準・管理支配基準・所在地国基準又は非関連者基準『卸売業・保険業など7業種』)を満たす場合は適用されない。つまり、トリガー税率以上であれば経済実体を伴わない所得であっても合算されず申告も求められない。外国子会社配当益金不算入制度と相まって、知財・金融資産等や事業を形式的・表面的に外国子会社へと移転し、得られた所得を配当として日本に戻すことによる課税逃れが可能となる。

財務省案ではトリガー税率に代わり「制度適用免除基準」を設定し、**子会社が商品の製造・販売、サービスの提供による対価の獲得等、経済実体がある事業から得た所得(能動的所得)については合算対象外とし、一方で一定の金融所得や実質的活動のない事業から得られる所得等、経済実体がない受動的所得は親会社の所得に合算し日本でも課税するとの方向性が示された。**



## 『被後見人あて郵便物、転送可に 民法・家事事件手続法、改正』

成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が13日、施行された。ポイントは(1)後見人が家裁の審判を得て被後見人あて郵便物の転送を受けられること(2)後見人が被後見人の死亡後にも行うことができる事務(死後事務)の内容とその手続きが明確化された一の2点。家事事件手続法も、(1)(2)に関する審判手続の規定が新設されるなど、改正された。(1)は、郵便物等の中には株式の配当通知、クレジットカードの利用明細といった被後見人の財産等に関する郵便物が含まれる場合があり、被後見人がそれらを自ら適切に管理することが困難な時に、後見人が郵便物の存在や内容を把握できず、財産管理に支障を来す恐れがあるため、転送の期間を制限するなど、被後見人の通信の秘密にも一定の配慮をした。(2)は、後見人は被後見人の死亡後も一定の事務を行うことを周囲から期待され、社会通念上、これを拒むことが困難な場合があるため。従前から応急処分等の規定が存在したが、事務の範囲が明確でなかった。改正法では後見人は、相続財産の保存に必要な行為、弁済期が到来した債務の弁済、火葬または埋葬に関する契約の締結等といった一定の範囲の事務を行うことができ、その要件が明確にされた。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)